

県土整備農林水産委員会会議録

I 日 時 令和 7 年 2 月 20 日（木）

午後 1 時 29 分開会

午後 4 時 24 分閉会

II 場 所 第 2 委員会室

III 出席委員

委員長	安達 孝彦
副委員長	鍋嶋 慎一郎
委員	寺口 智之
〃	川島 国
〃	山崎 宗良
〃	宮本 光明
〃	中川 忠昭
〃	菅沢 裕明

IV 出席説明者

農林水産部

農林水産部長	津田 康志
--------	-------

理事・農林水産部次長

五十嵐 司

農林水産部次長	山下 大樹
---------	-------

農林水産部参事	山森 主税
---------	-------

農林水産部参事	雄川 洋子
---------	-------

農林水産企画課長	横山 正行
----------	-------

市場戦略推進課長	伴 義人
----------	------

農産食品課長	吉島 利則
--------	-------

農業経営課長	岡田 洋一
--------	-------

農業技術課長	大田 幸夫
--------	-------

農村整備課長	桶谷 祐二
--------	-------

農村振興課長	上島 克幸
--------	-------

参事・森林政策課長 松井 伸彦

水産漁港課長 地崎 真史

農林水産企画課課長（企画担当）

林 保則

農業経営課課長（団体指導検査担当）

杉野 寛之

農業技術課課長（研究普及・スマート農業振興担当）

山崎 一浩

農業技術課課長（畜産振興担当）

後藤 利隆

農村振興課課長（中山間農業振興担当）

國分 義幸

森林政策課課長（森林整備担当）

洲崎 吉昭

森林政策課課長（森づくり推進担当）

滝口 明信

水産漁港課課長（水産担当）

前田 経雄

土木部

土木部長 金谷 英明

土木部次長 山下 章子

土木部次長 川上 孝裕

参事・管理課長 中村 久征

建設技術企画課長 石井 雅

道路課長 山中 久生

参事・河川課長 森田 仁

参事・砂防課長 林 真一郎

港湾課長 木本 彰一

都市計画課長 根上 幹雄

参事・建築住宅課長 大西 哲憲

参事・営繕課長 福 富 基 之

河川課課長（開発担当）

若 林 修

都市計画課課長（下水道担当）

碓 井 尚 登

建築住宅課課長（住みよいまちづくり担当）

米 澤 浩 太 郎

企業局

企業局長 牧 野 裕 亮

企業局次長 青 島 健

企業局次長・水道課長

山 田 晃

参事・経営管理課長 蓑 口 正 浩

参事・電気課長 森 田 智 之

電気課課長（新エネルギー開発担当）

大 野 憲 保

水道課課長（機能維持推進担当）

澤 田 博

V 会議に付した事件

- 1 閉会中継続審査事件について
- 2 陳情の審査
- 3 その他

VI 議事の経過概要

- 1 閉会中継続審査事件について

（1）説明事項

津田農林水産部長

- ・ 2月定例会付議予定案件について

金谷土木部長

- ・ 2月定例会付議予定案件について

根上都市計画課長

- ・ 2 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て
山 中 道 路 課 長

- ・ 2 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て
碓 井 都 市 計 画 課 課 長

- ・ 2 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て
木 本 港 湾 課 長

- ・ 2 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て
中 村 参 事 ・ 管 理 課 長

- ・ 2 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て
牧 野 企 業 局 長

- ・ 2 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 に つ い て

(2) 質 疑 ・ 応 答

安 達 委 員 長 以 上 が 、 2 月 定 例 会 付 議 予 定 案 件 の 説 明 で す 。

こ の 内 容 に つ い て は 、 定 例 会 の 付 託 委 員 会 で 十 分 審 査
を お 願 い す る こ と に な り ま す が 、 今 ほ ど の 説 明 に お い て
計 数 等 に 特 に 御 不 審 の 点 が あ り ま し た ら 御 発 言 願 い ま す 。
— な い よ う で あ り ま す の で 、 以 上 で 2 月 定 例 会 付 議 予 定
案 件 の 説 明 を 終 わ り ま す 。

(3) 報 告 事 項

津 田 農 林 水 産 部 長

- ・ 令 和 6 年 度 サ ン ド ボ ッ ク ス 予 算 の 執 行 実 績 及 び
予 算 （ 案 ） へ の 反 映 状 況

金 谷 土 木 部 長

- ・ 令 和 6 年 度 サ ン ド ボ ッ ク ス 予 算 の 執 行 実 績 及 び
予 算 （ 案 ） へ の 反 映 状 況

山 中 道 路 課 長

- ・ 令 和 6 年 度 道 路 除 雪 状 況 に つ い て

資 料 配 付 の み

農 林 水 産 企 画 課

- ・ 2 月 4 日 か ら の 大 雪 に 係 る 農 林 水 産 関 係 の 被 害 状

況について

農林水産企画課

- ・令和6年能登半島地震に係る農林水産関係の被害状況について

市場戦略推進課

- ・「富富富」の生産・販売・PRの推進状況について

市場戦略推進課

- ・「とやま輸出ジャンプアップ計画」の改定について

農村振興課

- ・富山県農山漁村総合サイト「むらまち交流ラボとやま」の開設について

農村振興課

- ・「とやま農泊宿泊チケット」のワクワクとやま応援寄附金返礼品への登録について

森林政策課

- ・(株)ゴールドウイン、砺波地区木材組合及び南砺市との「県産材の利用に関する建築物木材利用促進協定」締結について

水産漁港課

- ・富山湾の漁獲状況について

建設技術企画課

- ・令和6年能登半島地震による公共土木施設の被害状況について

道路課

- ・県道高岡環状線（上伏間江～二塚高架橋）の部分供用について

(4) 質疑・応答

菅沢委員

- ・スルメイカの漁獲規制について
- ・液状化対策について

寺口委員

- ・TAC（漁獲枠規制）について
- ・漁業経営セーフティネット構築事業における積立金の補助について

川島委員

- ・埼玉県八潮市の道路陥没事故を踏まえた取組について
- ・農林水産業の振興について

山崎委員

- ・人口減少下における除雪費について
- ・米価安定について

安達委員長 報告事項に関する質疑及び所管行政一般についての質問に入ります。

質疑・質問はありませんか。

菅沢委員 今、除雪の報告もありましたけれども、年度末の多忙な中、予算編成の作業も同時に進めてこられまして、今日はそれぞれ議会に提案される中身についての報告もありました。

さらには、能登半島地震から1年経過いたしました。この関連も含めて、皆さんに心から敬意を申し上げたいと思います。

今日は、最初に漁獲規制の背景や内容についてしっかり押さえておきたいと思うものですからちょっと順番を変えて、スルメイカの漁獲規制の問題を取り上げて質問をいたします。

日本近海でスルメイカの資源量が激減しているという背景の中で、2月13日に水産庁が、2025年、令和7年の漁期の4月から来年3月までの漁獲規制を決めたわけですね。

上限設定で1万9,200トンということであります。後でまた触れますけれども、こうした漁獲規制は富山県の沿岸漁業への大きな影響が危惧されます。

そういうことで、新聞報道もされておりますけれども、まず前田水産漁港課課長に、こうしたスルメイカの漁獲規制が惹起された背景と、その内容について改めてお伺いをしておきます。

前田水産漁港課課長 スルメイカについては、資源量が全国で1990年代以降は高い水準で推移していたのですが、2015年以降は減少しまして、漁獲量も2000年の漁期には全国で30万トンあったのが、直近2023年では約1万5,000トンと大幅に減少しています。

このような資源状態の悪化を受けまして、3年ごとに見直しが行われるのですが、委員もおっしゃられましたように、来年度4月から全国の漁獲可能量が7万9,200トンから1万9,200トンへと大幅に削減されることを国で決められました。

一方で本県におきましては、これまでは全国的なシェアがそれほど高くない漁獲量であったのですが、近年でいいますと、およそ1,000トン前後の漁獲量があるということで、全国の中に占める割合、シェアが高くなるという状況になりました。

国の漁獲可能量、TAC管理におきましては、漁獲のシェアの高い県に対しまして、漁獲の上限となる数量が明示されるということで、この4月からは富山県に対しまして、当初の漁獲枠が700トンと示されたところです。以上が漁獲規制の背景になります。

菅沢委員 近年のスルメイカの漁獲量の推移についてのお話もございました。激減という状況ですね。これはどういう海洋、海域の環境の変化が影響しているのか、ちょっと私

は深くは存じ上げませんが、そういったことをもう少し、富山県の激減の背景等についてお話を聞かせませんか。

前田水産漁港課課長 スルメイカにつきましては、1年で世代交代が行われる生き物ということでして、海洋環境——例えば水温などの状況によって、卵から生まれた稚仔の生き残りが多くなったり少なくなったりということがあり、資源が増減すると言われております。

近年ですけれども、そういった小さい時期の生き残りが悪い状況が続いていると、環境要因がよくないということで資源が増えず、減ったままになっていると理解されております。

菅沢委員 そうした中で、このたびの漁獲規制で700トンの漁獲枠の設定がされているようであります。先ほどは1,000トン近くの漁獲もあったというお話でしたが、最近の富山県の漁獲の推移はどうでしょうか。

前田水産漁港課課長 近年ですと、令和3年の本県の漁獲状況は942トン、令和4年は1,396トン、令和5年は912トンということで、およそ1,000トンの漁獲があります。今ほど申し上げましたが、これは歴年ではなくて年度であり、4月から3月までの1年間の漁獲量ということです。

菅沢委員 スルメイカの漁業資源が激減しているということ、また、富山県が現在の段階では比較的高いシェア、1,000トン近く漁獲がある中で、漁獲枠として700トンの規制を求められることになった背景、状況の説明をしていただきました。

そこで、2点目の質問ですが、こうしたスルメイカの漁獲規制が本県漁業にどのような影響を与えるのかということです。

私の地元は氷見市でありまして、スルメイカの漁期は4月から次の年の3月までの期間で、多いときは県下の漁獲

の 7 割、平年でも半分近く、定置網によって漁獲をされています。

御承知のように、スルメイカというのは焼いても、煮ても、刺身にしても、それから干物も、いろいろありますけれども、おいしい。ある意味では代表的な魚種であります。

そのスルメイカが漁獲規制を受けることによって——しかも定置網で漁獲されておりまして、氷見市の定置網、滑川市のホタルイカの定置網でも同じように、混獲されるということになりまして、そういった点からも非常に本県漁業への影響が危惧されております。

どういう点が特に危惧をされるか。例えば漁獲魚種のコントロールが難しい定置網の特徴を今申し上げました。漁獲規制されて、スルメイカを排除せにゃならんということで、網を上げるときにブリが入っている網からスルメイカを逃すというか、排除することは、これは作業上不可能なんですね。そういった意味で、本県の定置網漁業への大きな影響が危惧され、関係者の間からも非常に大きな声が上がってきております。

さらに、先ほどスルメイカの漁獲期間のことを申し上げましたが、年末から年明けにかけては、主要な魚種であるブリとか、ホタルイカの漁期と重なるということも、随分心配されていると思うわけであります。

いろいろございますが、知事もこうした本県漁業への影響を危惧なさって、水産庁の発表があった13日でしょうか、上京して水産庁への要望活動も展開しておられますよね。中央省庁の反応がどうだったのかまでは私は存じ上げておりませんが、こうした漁業規制が厳格に実施されると、富山県の定置網漁業の実態からすると、漁業の休業や、ある意味では地域経済にも大きな影響が心配されるという、知事の要望活動だったと思います。

今ちょっと私のほうからも幾つか紹介しましたが、本県漁業の影響についてどのようにお考えか。整理をしていらっしゃるか。また、中央省庁の反応はどうか、お伺いしたいと思います。

前田水産漁港課課長 スルメイカの漁獲規制による本県漁業への影響につきましては、今ほど委員も詳しくおっしゃいましたように、主に定置網漁業で漁獲されているということでありまして、これは様々な魚種を一度にとるという漁法の特性があります。

そういった中、漁期に関しましても、ちょうど冬の1月から5月くらいがスルメイカ漁の最盛期となっておりますので、寒ブリであるとか、春になってきますと、もうホタルイカの漁期とも重なるということで、漁獲の上限を厳格に守りなさいということになりますと、定置網としては、漁業の休業につながるということになりかねないということで、さらに地域経済へ与える影響が危惧されると思われます。

そうしたことで、今月13日に知事が滝波農林水産副大臣に対しまして、漁獲の状況に応じた漁獲枠が、当初枠は700トンということですので、これが不足するような状況になりましたら、迅速に追加配分などを頂けるように要望等をしております。副大臣からは、前向きに対応する旨の回答を頂いております。

菅沢委員 ちょっと前後しますけれども、スルメイカの漁期は、私がお伺いしたところでは、例えば2025年の令和7年の漁期は4月頃から始まって、次の年の3月頃までとお伺いしたのですが、そういうことでよろしいのでしょうか。ということはつまり、例えば年末から正月明けにかけて、ブリの最盛期と完全に重なるということにもなりますよね。そう理解してよろしいでしょうか。

前田水産漁港課課長 スルメイカの漁期については、一定量

は1年間通してとれますけれども、盛漁期、多くとれる時期としては、主に言いますと、1月から5月の5か月間くらいが、富山県においてスルメイカがたくさんとれる時期ということになります。

菅沢委員 漁期として設定されているんじゃないですか。

前田水産漁港課課長 TACの管理期間としては、4月に始まりまして、3月に終わるという区切りになっております。

菅沢委員 今の話にありましたように、定置網という富山の沿岸漁業の要の漁法であることと、ブリとかホタルイカの漁期と重なるということも含めて、漁業に与える影響は非常に大きなものが危惧されます。

知事の中央省庁への要望活動の中で、そうした沿岸漁業の休業についても心配をなされたという記事も報道で見ましたけれども、今のお話ですと、中央省庁の反応も、極めて深刻に受け止めるということのようであります。しっかりそういうことであるべきだなと思っております。

次に、これからの漁業者への支援、対策について、この問題の最後にお尋ねをしておきたいと思います。

先ほどのお話からも、富山県は700トンを上限に設定をされるわけであります。最近の漁獲量の推移を見ても、お話のように1,000トン前後にも及んでおりますから、それを狙い撃ちされて、そのシェアで漁獲の上限設定を富山県に割り当ててきたのだろうと思いますけれども、スルメイカの場合は、令和7年の漁期の全体量としては1万9,200トン近く設定されていて、先ほどの富山県の700トンも含めて、当面の配分トン数というのは1万2,500トンですから、その差は6,700トンほど留保枠としてあるわけですね。

先ほどの課長のお話にも、富山県の漁獲量の推移を見ながら留保枠の活用についても適宜国に要望していくというお話もありました。こういったことも含めて、漁業者の支

援や対策について、これは部長にお尋ねしたほうがいいと思いますが、いかがでしょうか。

津田農林水産部長 私は平成28年、平成29年に、水産漁港課長をしております、菅沢委員もいらっしゃったと思いますが、そのときは、太平洋クロマグロのTACが導入される前の年で、いろいろお話もさせていただきました。

クロマグロの場合は、国際的な資源管理の中で、その当時とれていたものの半分をここまで減らすという、そういう意味ではすごく高い目標が掲げられておりました。

今回のスルメイカの漁獲規制はそういうことなく、資源管理が必要だということで、日本国内で独自に決めたものですけれども、7万9,200トンが1万9,200トンということでかなり減りました。ただ、実際の漁獲量は全国でも1万5,000トンくらいで、実は国の設定した1万9,200トンとは4,000トンくらい乖離があるということです。

さらに、今ほど委員がおっしゃいましたけれども、留保枠も6,000トンあるということなので、富山県で仮にオーバーしたとしても、留保枠、もしくは全国の余っているところから迅速に追加の漁獲枠を配分いただきたいということをお願いして、前向きな回答を頂いております。

正式な運用については、3月に水産政策審議会で決定されることになりますが、現時点では弾力的な運用が期待できると思っております。

そういうことで、漁獲枠を超えそうになれば速やかな配分を何回も何回も求めていくのはもちろんです。

そのほか、海の中のことで、どうなるか分からないという部分が絶対ないとは言えないと。万が一そういう場合には、クロマグロでも、あのときはもう放流せざるを得なかったのですが、漁獲共済の積立ぶらすの強度資源管理タイプといった、かなり手厚い漁業補償がありますの

で、そういったものにスルメイカを加えていただくといったような方法も一つあると思っております。

もちろんそうならないように、より多くの速やかな配分を求めていると思っております。

菅 沢 委 員 水産漁港課でも心配しておりましたけれども、この留保枠の取り崩し、確保について、富山県も状況を見ながら積極的な対応を国に求める必要があります。

先ほどの1月から5月の漁期より早い時期、例えば7月から10月、11月、年末にかけて、大型のいか釣り漁業とか、沖合底びき網漁業、これは大臣認可でありますよね。ここが先に漁獲量を増やして漁獲枠を使い切るようなことにならないかという心配もあるわけです。いかがでしょうか。

津 田 農 林 水 産 部 長 おっしゃるとおり、漁期から考えると富山県が管理期間の終わりのほうになってしまう。ホタルイカは置いておいても、ブリの最盛期と重なることになりかねません。

特に大臣許可漁業の場合は、定置網と違って自ら追いかけてとる漁業ですので、必ずこの枠を守るようにということは、併せて国のほうにしっかり要望していきたいと思っています。

菅 沢 委 員 富山県は沿岸漁業、定置漁業が中心であります。そういう意味では、いろいろな資源に対する配慮というか、非常に優れた対応にもなっておりますが、そういう構造的な問題もあるわけです。

今のお話のように沖合底びきなんかでゴツソリととる漁法の中で、今までもブリも含めて、マグロもそうですが、様々なところでいろいろ議論されてきております。

そういう意味では、ぜひ今のような認識を持っていただいて、しっかりと沿岸漁業を守るというか、富山県の漁民の立場に立って頑張っていただきたいと思います。

同時に私は、大臣管理の分野の漁法による漁獲が進む中で、先に漁獲枠を使い切るような可能性がある場合には、T A C、資源管理量そのものの見直しですね。つまり全体で1万9,200トンでありますから、沿岸漁業を守るために、この枠そのものを問題にするような構えも、しっかり準備をしておく必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

津田農林水産部長 全く同感でございます。クロマグロは国際条約に基づいた取組だったのですが、これは日本国内での取組です。1万9,200トンをもし超えるようになれば、実態に合わせるような形で、その枠自体を増やすということも含めて要望していきたいと思っております。

菅沢委員 昨日、氷見市役所で、産業振興部長、水産振興課長から、特別に今の問題で要望を受けました。大変な危機感を持っており、これは市内の漁業関係者の危惧をちゃんと受け止めた市の対応ではなかったかと思っています。

私への説明では、近々知事や部長に要望活動を展開すると、国へも行ってくるという話もございました。しっかり氷見市当局や漁業関係者の声も受け止めていただいて、ぜひ対応をお願い申し上げて、スルメイカの質問はこれで終わります。

今日はもう一点、もう時間がありませんから要点を絞る形で質問いたします。

液状化対策について、能登半島地震による甚大な被害が県内でも発生しております。その中で、大きな問題は液状化による建物の損害であります。

実は昨日、氷見市で第3回液状化対策検討委員会が開かれました。県からは誰が出られたのかな。そのことに関連して、私は何回もここで取り上げておりますが、まず、いわゆる面的な液状化対策をめぐる現在の状況について、改

めて質問をいたします。

氷見市の会議に出られた印象について川上土木部次長にお伺いします。

川上土木部次長 昨年から氷見市で液状化対策検討委員会を設置され、開催されております。昨日の会議で3回目ということになりました。

京都大学名誉教授の三村先生が委員長で、学識経験者4人の委員で構成されております。国土交通省と、県からは私が、オブザーバーという形で出席させていただいております。

この液状化対策検討委員会では、今、委員御紹介の面的整備に関して、どのような方法が適切かということを中心に、学術的、技術的な視点から議論されております。実際にどのような現象が、どういうメカニズムで起きたのか、今後同じような地震が起きたときに、軽減、抑制するときはどのような方法がいいのかを提案するということで、データを踏まえながら、一つ一つ検証されています。

昨日は、今後対策を検討するに当たって、どのような規模の地震を想定すればいいのかということが一つ決まりました。具体的には、今回の能登半島地震で、氷見市で観測された地震動の大きさを前提に、同じような地震が起きたときに地域の被害が抑制されるよう考えていこうということで、新聞記事にも載っていましたが、地震の大きさとしまして、難しい単位でございますが260ガルの地震動を想定して対策を進めていくということまで決まりました。

それと、これまで氷見市で進めてこられましたボーリング調査で、地盤や土質がどうなっているか、液状化の原因とされます砂質系の土質がどこに分布しているのかといったことを一つ一つ検証しながら、どのような方法がいいのか検討してきており、委員会では2つの工法が提案されて

おります。地下水位を低下させる方法と地下に大きな壁を造って地震を抑制する方法がありますが、今回の氷見市の現状を考えますと、地下水位を低下する方法が適切だろうということで、地下水位低下工法を今後検討していくことが決定されました。

ただ、地下水位低下工法としても、やり方が3パターンほど提案されておりまして、例えば、どの範囲がいいのか、地下水位はどれだけ下げればいいのかといった具体的な工法を決めていく必要がございます。そういったことのバックデータ、根拠も含めまして、今後詳細な検討が必要だと。昨日の会議ではそこまで進んだところです。

これまで出席している私の感想からいいますと、一つ一つ課題はクリアされているのだろうと。恐らく次回はもう少し進んだ形で、うまくいけば地域の皆様に提案できるような工法まで決まるのかなと思っておりますが、この後、具体的にどのような解析がなされて提案されてくるのか、しっかり聞きながら対応していきたいと思っております。

菅 沢 委 員 時間がありませんので、あとは意見だけにしておきます。議論はまた改めます。

1つは、260ガルという地震動の設定について、過去の様々な地震では、関東大震災は330ガル、阪神大震災は最大800ガルです。今回の地震は能登地方で260ガルだったのかどうか。しかし、北陸電力志賀原発は、今回の地震だけではありませんよ。地震動の揺れを600ガル近くに改める必要があるという見解を示しているようにも思います。

私は、液状化対策の中で、ガルという地震動の数値が出されてきたことは非常に大事だと思います。今後、南海トラフ地震の地震動が県下にどういう影響を及ぼすのか。それから邑知潟断層帯、富山湾西側の断層帯による地震で、どの程度の揺れ、地震動の大きさを我々は設定しなければ

いけないのかということをやちゃんと総合的に検証したうえで、氷見市における液状化対策のガルの設定を見直すべきだと私は思います。260ガルは低過ぎる、そのように思います。

さらに、今度の氷見市の議論を通じて感じますのは、工法が地下水位低下工法に絞られていくというのは——つまり格子状地中壁工法などではない工法が絞られていったのはいいと思いますけれども、この工法の設定に当たって、地下水を抜くための構造物を、附帯する県道の地下に造るのか、液状化を受けている住宅地の地下に何か所か造るのか、井戸にするのかという、さらに細かい工法の絞り込みはできなかったようであります。

その理由として私が重大に思うのは、氷見市の場合には、60ヘクタール近く液状化のエリアが想定されており、私は以前に2,000戸近くの住宅があると申し上げましたけれども、そのエリアの中でどこにどういう形で液状化の影響が出ているかという細かい調査ですね、ボーリングや地質の調査を含めて、極めてサンプルが足りない。液状化の被害の影響がどのように及んでいるかという基礎的な調査がほとんど徹底して行われていないので、判断ができないんじゃないかと思っています。

それから、対策工事も60ヘクタール全域で行われるわけではないので、どのエリアに特定していくのか、つまり液状化の被害がどこに集中しているのか、どういう形なのかということの徹底した調査が行われていないと。したがって、液状化対策を議論しようにも、恐らく私だったら非常に抽象的な議論になってしまうのではないかという危惧を持っております。

これらの点については、何回もここでも申し上げておりますが、今日は時間の関係もありますから改めて行うこと

といたします。川上土木部次長は専門家ですが、幾つかそういう点で私も危惧を持っておりますので、よろしく願いします。

では、最後の質問です。

液状化の対策の中で、もう一つ大事なことがあります。

県の宅地液状化等復旧支援事業は、昨年6月議会の補正で、知事も非常に自信と確信を持って、先進的な県単事業として11億5,000万円を計上し、上限766万円の補助事業として提案をなさいました。しかも、これは全壊から半壊、一部損壊まで含むということで、大きな反響があったと思います。私も言ったような記憶がいたしました。

しかし、この年度末に大西建築住宅課長からもいろいろ御報告を頂いておりますけれども、11億5,000万円近くの財源がどのくらい執行されたのか、その実績をお尋ねしますと全くもって寂しい。ほとんどこの事業の計上そのものの意義が問われかねないような実態だと私は思っております。その現状と予算執行率の問題についてお尋ねします。

大西建築住宅課長 今ほど御紹介ありました宅地液状化等復旧支援事業ですけれども、1月末の実施状況につきましては、相談件数410件、交付申請件数が87件となっております。

先ほど御紹介いただきました11億5,000万円の予算における件数の見込みですけれども、300件程度来るだろうという見込みを立てておりましたが、それに対して87件ということで、約3割にとどまっているところでございます。

菅沢委員 410件相談があつて、実際は87件であると。件数で言ったら21%じゃない。6月補正予算では11億5,000万円の計上ですよ。今年度はあと2月と3月ちょっと残っておりますけれども、今日段階で約1億1,800万円の執行で、これは10.3%じゃない。あなた、私にそういう報告をなさ

ったわけだ。

大西建築住宅課長 今私は件数で申し上げたところで、金額ですと、全県で大体2億4,000万円、県の負担はその半分なので1億2,000万円程度、10%ほどとなっています。

菅沢委員 大西建築住宅課長、いいんですよ。766万円の上限の液状化対策をやろうという構えはいいんですけども、実際はほとんど役割を果たせなかったのはなぜなのかということなのです。

氷見市の場合も、177件の相談件数に対して26件しか実施されていない。15%でもっと悪いのね。なぜなのかということ現場でいろいろ話を聞いたり、市役所でもみんないろいろ話合いをしてきたのですけれども、例えば、再発防止のために本当は液状化対策をやったほうがいいのですが、早く住宅を改修して安心したいから、液状化対策なんかやらないで住宅改修して、そのまま住まいを継続するという人がかなりいて、いろいろ話にもならんという。

それから液状化対策をするという話になっても、例えば薬液注入工法というのがあるのですけれども、これは近くに業者がいないと。それからくい打ちですね。ジャッキアップしてくいを打って支えるということもお金がかかり過ぎてなかなか予算のとおりいかない。予算というよりも、補助制度とか、資金のやり繰りでうまくいかない。

つまり現状になかなか合っていないということで、もっと現状を踏まえて、具体的に利用しやすい制度にしていかないと駄目だというのが現場の話なわけですよ。

だから、あなたもしっかりこの問題点を認めるべきです。大事な目玉事業の執行率がこのような状態で、しかも貴重な11億5,000万円の財源というのは、後で特別交付税措置が期待されているけれども、実際は財政調整基金を取り崩して財源に充てているわけで、私に言わせればいくら

な事態が起きている。こんなことだったら、貴重な十数億円の財源をもっとほかの大事な緊急を要する地震対策に使えたはずです。しかも、さっきの予算説明の中でも、来年度の予算でまた宅地液状化等復旧支援事業に1億8,500万円が予算計上されているわけです。11億5,000万円から、今度は1億8,000万円ですからね、現状を踏まえてこのように見直したんじゃないの。あなたは後でまた補正するなんてことを言っているけれども、甘いよ、こんなこと。

今時間がないからかなり端的に申し上げていますがけれども、こうした一連の経過をしっかりと反省して、どこに問題があったのか、液状化対策のどこに課題があるのかということを整理すべきです。

先ほど川上土木部次長の報告の中から、私は氷見市の面的な事業をめぐる様々な困難性とか、問題点についても指摘をさせていただきましたけれども、いかがですか。

大西建築住宅課長 今年度の11億5,000万円ですけれども、上限額766万円で県が半分の負担ということで383万円ですけれども、その金額で300件を想定して予算化させていただいております。

ただ、実際に出てきた実績としましては、それだけ大きな事業はなかったというのが実態でございます。もうちょっと小粒といいますか、金額の小さい、今委員がおっしゃられたような負担のかからない工法でありますとか、やり方を取られたものと推測しております。

一応この宅地液状化等復旧支援事業のほかに、今言われましたくい打ち、アンダーピニング工法と言われる支持層まで鋼管くいを打ち付けるような頑丈なやり方ですけれども、そういう高額な1,000万円クラスのものもできるように、借入金の利子助成を6月補正で同時につけております。これにつきましては、例えば高齢者の方は、毎月の支払い

は利息のみで対応できるリバースモーゲージ型の融資もございます。個別支援であっても、宅地に液状化が起こらないような支援をできるようにしたつもりですので、そういうものも合わせて御活用いただけるように、またPRをしていきたいと思っております。

菅 沢 委 員 宅地液状化復旧等支援事業を去年の補正で約11億円も計上しながら、何が原因で期待どおりに執行されなくて、件数も少なかったと考えているのですか。

震災復旧は、個々の生活支援もありますが、その中で住宅の再建、これが現場では要だと私は思います。今、全壊、半壊、一部損壊等、細かいことは申し上げませんが、相当な市民・住民が、生活再建の要の住宅問題をどうしていくかと悩んでいるわけです。その要は公費解体を早くやること、もっと促進すること。これもまだ緒に就いたばかりです。

さらには液状化対策です。再発防止。ここをどうしっかり支援をしていくのか。市民、住民の取組を支えていくのが問われているわけです。

その要の事業を担うあなたのところが、現状について問う私の質問に対して、しっかりとした反省や総括を何ら述べないで、新たな融資制度があるからという説明に何で話をそらすの。真正面から答えてくださいよ。ちゃんと答えくれなかったら質問をやめることができないでしょう。

大 西 建 築 住 宅 課 長 そらしたつもりはなかったのですが、失礼いたしました。

予算の執行がとどまった理由につきましては、今、川上土木部次長が説明しました面的な整備が決まるまではちょっと手を出しにくいでありますとか、やはり公費解体が進まなかったであるとか、業者がいなかったという話は、各市町村から聞いております。6月の補正の時点では、私た

ちは、ちょっとそこまで想定できなかったのが正直なところでございます。

今回はそういうことも加味して、件数についても各市町村とも連携しながら算定しておりますし、金額につきましても、今年あった工事費の平均を考慮しながら予算化しております。予算は若干減っているように見えますけれども、そこは連携しながらやっていきたいと思っております。

菅 沢 委 員 面的な工事に責任転嫁をしたら駄目だよ。大事なのは、液状化対策が必要な住宅は点在しているわけであって、この県単事業というのは、そういう個々の住宅に対する支援策なので、面的な工事を前提にして、その推移を見るなんてとんでもない話です。

面的な工事というのは一体どこで行われるのか。氷見市で言ったら栄町新道地区が最も該当しそうだけれども、そこだって今工法さえ決まっていないわけです。

この工法が新年度の中で絞り込まれてきて、その上で、そういう工法でいくわけだけれどもと、住民説明と同意が必要になるんですよ。そして、さらに調査をしながら設計したり、いろいろなことをやっていきますから、恐らく私は、この工事が着工するまであと二年、完了するまで三、四年、五、六年は熊本市の例からしてもかかると思います。そういう推移の中で、住民の皆さんは、詳しくは申し上げませんが、待ってられるわけがないので、大事なのは個々の住宅の液状化対策なのです。それが思うようにいっていないということを申し上げていますが、あなたはまともに答えていないですよ。

別に、問題を認めて謝れなんていうことを申し上げているわけではありません。どこに問題があったのかということ、これだけ時間をかけて12月の常任委員会でも議論していたわけだから本当は今日改めてやらなくてもいいのだ

けれども、あまりにも私は無責任だと思うんだ。いかがですか。

大西建築住宅課長 今ほど面的工事を待っているというお話はしました。ただ、面的工事をやらなくても、今の個別支援は、理屈上は準備工事としてやっても構いません。例えば家屋の傾斜を真っすぐにした上で、今の地下水位低下工法などをやることは、技術的に可能であります。

ただ、私らのPRももしかしたらまずかったのかもしれませんが、住民の方々は、まずその面的工事の結果が出なければやりにくいという印象を持っておられますので、実際は準備工事としてやることも可能であるということも、こちらとしてはPRしていきたいと思っています。

菅沢委員 これでやめるけれども、面的な工事というのは、どこでどういう工法でやるか、エリアの中のさらに絞り込みも含めて、工法も多岐にわたるわけです。多岐にわたるというのは、地下水位低下工法の中でもいろいろ、例えば昨日も3つの案が議論されているようだけれども、なかなか絞り切れないですよ。しかもエリアの中でどの地区をやるかも含めて、どこにどういう問題があるのかという実態調査さえまだ、私が先ほど申したように把握しきれていない。ボーリング調査や地質調査も箇所数が少なくて——昨日もそんな指摘もあったんじゃないの。面的な工事がいつ行われるのか、私は、富山市の蓮町のほうはかなり前に進むのではないかとということを申し上げましたけれども、氷見市ではもう行われえない可能性も大きいわけです。

液状化対策の重要性をしっかりと認識しているなら、せっかくの11億5,000万円の予算がこの程度の執行件数と執行率に終わっているということについて、どう考えるかという私の質問に対して、あなたは何も答えていない。

部長、どうですか。こんな議論を長くしても何だから。

私はここが、これからの生活再建、住宅再建という大きな要の問題に取り組んでいく上で、大事な部分だと思っていますよ。

金谷土木部長 液状化の対策というのは、なかなか難しい対策で、被災された方々が大変御苦労されていることは理解しております。

また、復旧する際に、住んでおられる方々が、住宅がどういう境遇の中で被災したか、この後どういうライフプランをお持ちなのか一人一人違っておられる状況だということを理解しておりますし、お隣、御近所との仲、あるいは地域のコミュニティーをどうつくっていくかということも大事なのだらうと思っております。

そんな中で、一つの形として、我々もできる限りの御提案を幾つかさせていただいておりますし、地元の方々と寄り添って進めていく必要があると思っております。

現時点ででき得る限りの御提案をさせていただいているつもりでありまして、さらに必要な御提案があれば我々も考えていかないといけないと思いますし、市とも一緒になって考えていかなければならないと思います。

一日も早く復旧に努めていかなければならないという気持ちで進めておるつもりであります。引き続きよろしくお願いいたします。

菅沢委員 建築住宅課はこういう業務に対する構えというか――私は立派な職員の方が多いと思いますが、私は液状化対策も含めて、もう少しまともにかみ合った議論をしたいのだけれども、かみ合わんね。

建築住宅課の中で、こういう被災した建築物の液状化対策も含めてもっとしっかりと業務の体制をつくってもらえないかね。私は確かに素人ですし、知識も浅いかもしれないけれども、一体どんな体制で仕事しとるのかね。立派な

技術職の皆さんがたくさんいらっしゃるわけで、そういう方々とまともな議論をもっとするようにしないと駄目なんじゃないかと思うわけです。かみ合わない。いかがですか。

金谷土木部長 どう言いますか、技術部門としては、我々、私も技術職の端くれではあるのですが、液状化に関しては、正直そんなにたくさんの知識を有しているわけではもちろんありません。ただ今回起きた地震を踏まえて、分かる範囲でみんな勉強してきたところだと思っております。建築住宅課の中でも、もちろんそれだけのメンバーだけでは、なかなかこれだけの仕事をやりつくすというのは難しいということもありまして、県の中から、あるいはほかの県からも応援に来ていただいて、たくさんのメンバーを抱えた中で、建築住宅課は一生懸命頑張っていると思っております。

さらに必要な体制と申しますか、対応が必要な状況になれば、私らもそこへ行ってもできる限りお話を進めてまいりますし、建築住宅課だけでなく、現場には土木センター事務所もありますので、そういったメンバーとともにサポートをしていきたいと思っております。

菅沢委員 最後にします。

私の疑問は解けません。もう少し液状化対策についてかみ合った形で議論したいと思っております。建築住宅課には立派な職員がたくさんおられるとは思いますが、さっきのような議論をしていたのでは全く話にならないですよ。

これで終わります。

寺口委員 通告に従って進めさせていただきますが、まずはスルメイカ等に関するTAC、漁獲枠規制について伺いたいと思っております。

今ほど菅沢委員より専門的な質問もありましたので、重複する部分は避けてまいりたいと思っておりますが、皆さ

ん御存じのように、スルメイカの漁獲が非常に低迷しているということでもあります。

あるデータを見ますと、1968年が一番多くて66万トンあったものが、昨年は2万トンにもいっていない。実に最盛期の3%しかとれていないという状況の中で、令和6年は漁獲枠が7万9,200トンだったものが、令和7年は1万9,200トンという上限を設けると。これについては、これだけ量が減ってきたらしょうがないという見方を私はしております。とってしまっているのではほとんどの資源が枯渇しているというのが事実なのだろうなど。

ただ、この状況に関しては、高水温などいろいろなことが言われていて、日本だけの問題じゃない。そして何より富山湾の場合は定置網でとっている部分が多く、入ってくるものをとらないわけにはいかない。そういった中で、何が必要かということに対策していく必要があるのかなと思っております。

ここにも書いてありますとおり、定置網でとっている以上、休業してとらないといったことでは対策できないわけで、この700トンという設定をされた上で何ができるんだと言われたときに、先ほど部長からもお答えを頂きましたこの留保枠の考え方だと思っております。

700トンということで、令和6年の富山県の水揚げが977トンという数字で去年よりとるなという状況に今なっておりますが、全国で6,700トンという留保枠の中において、どのように富山県としてこの枠を有効に使っていくのかということについてお考え、または具体的な方法について伺いしたいと思います。

津田農林水産部長 ほぼ重複する形になると思いますけれども、もう一度復習も込めてお答えします。

日本全体の留保枠が6,700トンあります。富山県は定置

漁業ですけれども、ほかの大臣管理漁業は先ほど言いましたように捕まえに行く漁法で、都道府県の中でも定置だけじゃなくて捕まえに行く漁法もあると思うので、そういうところとはとらなければ必ず超過することはないという状況です。そういう意味でいうと、この留保枠というのはある程度確保されるとにらんでおります。

それと、菅沢委員に対しても答弁しましたように、万が一増えた場合については、全国の漁獲可能量である1万9,200トンの枠自体を増やすということも、合わせて要望していくということになるかと思っております。

寺口委員 ちょっと確認ですけれども、大臣認可の部分は遠洋漁業というか、外まで行ってとる部分も多いという認識です。富山湾から山陰のほうまで行って釣りをすることも多いと思っていて、その際に山陰の港や、石川の港で水揚げすれば、その水揚げになるのかなと思っておりますけれども、事実としてはどんな状況ですか。

津田農林水産部長 遠洋というとは、それは本当にアフリカのほうに行ったりという話ですので、いわゆる沖合漁業となります。これは日本近海で水揚げするということで、おっしゃいましたように山陰といったところで漁をするものです。

ただ、そこで水揚げされたものは、その県に割り当てられている枠には入りません。それは大臣管理漁業という中の整理ということになります。

寺口委員 分かりました。であるならば、この6,700トンという数字の中でのやり取りになるということですが、やはりこの1万9,200トンは、資源管理のため計算して決められた数字でありますので、守られるのがしかるべきと思っております。

ただし、お金の話をするわけではないですけれども、漁

業補償という考え方において、しっかり補償しながらやると。

とったら資源量が減るというのは、水産庁でも計算され、今のところ間違いのないデータとしてある中で、要望ということでは必要なかもしれませんが、その枠について、去年２万トンだったからそこまで増枠してくれよということをしていくと、これは将来のためにはあまりよくないと私は考えております。

そのため、留保枠はしっかりと確保する。全体を見ながらですけれども、そういった進め方をしていくよう考えていただきたいと思います。

時間の関係もありますので次にまいりますが、今回こういったことでスルメイカの資源管理、数字設定がなされました。漁業者の方にとっては、本当に寝耳に水だったのかなと思っております。

つい最近までは、決して富山県はスルメイカの水揚げが多いわけではありませんでした。四、五年前までは10位とか9位で、それでも2,000トンほどとれていたのが、今はその半分くらいしかとれていない中で、漁業者の方は非常に大きな困惑の中にあるのかなという思いがあります。

最近の高水温の影響なのか何なのか、資源の増減が激しい中において、やはり管理が追いついていない部分が非常にあると思っております。

去年はホタルイカ、ブリが豊漁でした。これはたまたまで、来年度もそうなるという保証がない中で、今後このTACが設定されていくと、どうしたって漁業者が被害というか、苦勞する状況が生まれてしまいます。

そういった中で、このTAC管理に関しまして、県としてどのように対応していくのか前田水産漁港課課長にお伺いします。

前田水産漁港課課長 現在、国においては、全国の漁獲量が長期的に減少傾向にある中、令和2年の改正漁業法の施行を受けまして、魚種ごとに持続的かつ最大の漁獲が可能となる資源水準を目指して、資源評価に基づく漁獲可能量、T A Cを設定する資源管理が実施されています。

また、このT A Cによる資源管理の対象魚種については、令和7年度までに全国の漁獲量ベースで8割に当たる魚種を対象とするように計画されておりまして、既に実施されているクロマグロなど、現在の12魚種に加えて、来年度からは新たにブリとベニズワイガニなどが対象となる予定となっております。

従来からT A Cによる資源管理が実施されているスルメイカと違いまして、今回初めて対象となるブリやベニズワイガニについては、少なくとも3年程度の試行的に実施する期間が設けられる予定となっております。

国のほうでは段階的に進めるということで、県では、その間に漁獲量の報告・収集体制の確立やT A Cの目安数量の試行などにおいて本格的に管理するための準備を進めていくということになります。

県といたしましては、ブリとベニズワイガニのT A Cによる資源管理については、試行管理が設けられていることや、全国的な資源量に著しい減少が見られない魚種ということで、直ちに大きな影響があるとは考えてはいないのですけれども、今後こうした試行期間において、関係の漁業者からの意見や漁業の実態等を踏まえた適切な管理の方針となるよう、国との調整であったり、漁業者への丁寧な説明に努めていきたいと考えております。

寺口委員 ブリやベニズワイガニなどにおきましては設定されましたけれども、その総量からすると、富山県の水揚げとしてはまだすごく少ないものですから、今すぐに対策を

する必要があるかというのと、そうではないというのが現状なんだろうなと。ただ、今ほども言っていたとおり、本当に激変の中にあって思わぬものがTAC指定されるということは、やはりこれから起こり得るわけです。

今回は新田知事自らが国に出向いて要望していただいたということで非常にありがたかったかなと思いますけれども、そういったときに備えてしっかりと準備をしておいていただきたいということ。そして、やはり補償だと思います。活計である漁業が続けられるということ、それに付随する産業が成り立つような仕組みを考えるためには、やはり補償に関する取組が非常に重要と考えております。今回のスルメイカに関しましては、非常に驚きを持って皆さん捉えられたと思いますから、そこにおいてしっかりと補償が成り立つ体制を組んでいただきたいと思います。

そういった中で、問2にまいりますけれども、漁業経営セーフティーネット構築事業ということで、積立金の補助のことです。

漁業者が安定した経営を維持できるよう、漁業燃油価格高騰緊急支援として国が設定したセーフティーネット事業ということで、魚がとれないときに収入が減った、そこに対してのセーフティーネットを国と漁業者が1対1の負担割合で積立てをします。その積立てに対する漁業者の負担分について、今まで県が2分の1補償をしておりました。その補助金が令和6年に4分の1、さらに令和7年には8分の1に減額ということに決したわけがあります。

この補助金が減っていくと非常に厳しいというお話になってしまうのですが、この補助金のみならず、新型コロナウイルスに付随する燃料高騰対策としての燃料油価格激変緩和措置の補助金も減っている中で、二重、三重に助成が少なくなってしまうと、本当に水産業が続けられなくなると

いう悲痛な叫びが今届いているわけです。

そのようなことに対して県としてどのようにお考えなのか、どのような対策をできるのかということをお聞かせいただきたいと思います。

地崎水産漁港課長 燃油価格の高騰の関係で、まず、近年の燃油価格の状況でございますが、沖合・遠洋漁業で使われるA重油につきましては、令和2年5月のリッター当たり56円から令和4年3月の109円まで急騰しておりまして、その後、上下しながら現在では109円と高止まりしている状況でございます。また、沿岸漁業で使われる軽油につきましても、令和3年3月の99円から令和4年3月の142円まで急騰しておりまして、令和7年2月現在では128円となっております。

こうした燃油価格の上昇による漁業経営への影響を緩和するための備えとしまして、今ほど委員に御紹介いただきました国の漁業経営セーフティネット構築事業が従来からございます。これは紹介いただいたとおり、国と漁業者が1対1の負担割合で基金を積み立てまして、燃油価格が上昇した場合にそれを補填するという制度で、県内の漁業者も多く活用しているところです。

そこで、令和4年度に、先ほどの燃油価格の急騰の背景もあり、漁業者の積立て需要が相当増加したこともございまして、県では国の交付金を活用し、激変緩和の措置として、令和4年度と令和5年度において、その積立ての2分の1の予算措置を行ったところでございます。

その後、当該交付金は臨時的な措置ですので、そういった状況も見据えまして、令和6年度については4分の1、来年度につきましても、昨年11月補正で8分の1の補助の予算措置をお認めいただくなど、段階的に支援幅を逡減したところです。

御質問の4分の1の補助の継続ですが、繰り返しになりますが、国の臨時的な交付金を活用した事業であること、それから漁業につきましては、もともとこのセーフティネットの事業は実質的には2分の1を補填するという形での支援制度であるということから、この補助の継続については難しいものと考えているところです。

ただ、引き続き漁業経営への影響を、燃油価格の状況等も含めまして注視してまいりたいと考えております。

寺口委員 難しいということですが、本当に厳しい状況であるのは非常に理解できるところでもありながら、やはり漁業は、ほかの一次産業と比べると燃油使用料の割合が高く、燃油価格の上昇に対する産業の圧迫感というのは非常に大きい中で、いろいろなところで補助を頂いていると思います。私も素人ですがけれども、今言っていないもので、積立ぶらすという助成制度でも下振れに対する下げ止め特例というものがあるのですが、それも今度割合が下がる——ただこれは3年で下がるところを自民党の要望で5年に引き延ばされたわけですがけれども、それでも下がると。

この二、三年で、そういった補助の部分がすごく切り詰められておりまして、漁業者の方は遠洋であろうが、近海であろうが、原油価格、燃料価格に関して非常に危惧しております。魚がとれることが一番いいのですがけれども、とれない、とりに行けないということにならないように、なるべく補助できるもの、続けられるものは、県としてしっかりと下支えいただきたいなと思います。

これに関しましては、すぐにどうこうできるというものではないのしょうけれども、産業の継続という意味において、どのようにしていけば続けていけるのかということとは、しっかりと部局で考えていただきたいをお願いいたしまして、質問を終わります。

川島委員 まず、年明け1月28日に発災といひましようか、事故が起きました。埼玉県八潮市の道路陥没事故で、いまだ復旧が大変な状況になっていることを受けて、それこそ全国的にも路面下の水道管、下水管が大丈夫なのかと、国民からも、県民からもいろいろと危惧する声を聞いているところであります。

富山県は大丈夫なのか、ある日突然道路が陥没して、下水官や水道管から水が噴き出すのではないかという危惧があるわけですがけれども、こういったような状況、危険性について、管の更新、管理しておられる側には、危険じゃないよと、大丈夫なんだよということで、ぜひ県民に伝えて安心させていただきたいなと思います。

埼玉県の事故を受けまして現状をどのように捉えておられるのか。定期的にマンホール等の点検をしておられることも伺っておりますが、特に富山県は、さきの能登半島地震であったり、豪雨など自然災害の外的な要因も大きく、管にとってはいわゆる危険にさらされる負担が埼玉県と比べて大きい県なのかなと想定するのですけれども、その辺の緊急的な点検及び路面下の空洞調査等について、どのように未然防止対策を図っていくのかも含めて、碓井都市計画課課長にお伺いしたいと思います。

碓井都市計画課課長 富山県が管理する約200キロメートルの下水道管の最大管径は、2メートルでございます。市町村が管理する約7,240キロメートルの下水道管の中でも、最大径は2メートルでございまして、富山市が管理しております。

埼玉県の事故の箇所は、下水道管の直径が4メートル75センチと大口径でございまして、被害が大きくなったものと思われます。本県では、このような大きな陥没にはならないと考えておりますが、下水道管が破損することがない

ように、十分に留意して維持管理に努めてまいります。

また、先ほど言われました能登半島地震の後にも緊急点検をしております、それ以外にも本県が管理する流域下水道における舗装面やマンホールの異常がないかの日常点検は、5年ごとの法定点検などを行っており、これまで異常はございません。

埼玉県の場合は、1月29日より地表面からの舗装の亀裂や段差などがないかの緊急点検を開始し、管径2メートル以上の約2.8キロメートルの区間につきましては、2月3日までにマンホールの蓋を開けて点検を完了し、異常はありませんでした。残りの区間も現在点検を行っており、本日まで異常は確認されていません。

今後、緊急点検などで異常が発見された場合は、カメラを下水道管に入れるなど、より詳細な調査を実施していく予定となっております。

国において、重点的に点検を行う対象や頻度、技術など点検の在り方についての検討が進められるとお伺いしております、県といたしましては、現在行っている緊急点検や国の検討結果を注視し、市町村とも連携を図りながら調査を適切に実施してまいりたいと考えております。

川島委員 富山県においては、埼玉県のような大規模な陥没は心配ないということで――首をかしげられておられますが大丈夫でしょうか。ないということでもありますので安心したいと思いますが、うがった捉え方をすれば中規模な陥没事故はあり得るということで、埼玉県においても、いわゆる法定の点検、マンホール調査をされておられる中であいつた事故があったということでもありますので、定期点検をしていれば大丈夫ではなく、40年、50年たった、それこそ老朽化した管においては、細心の注意を払っていく必要があると思います。

国交省が下水道等に起因する大規模な道路陥没事故を踏まえた対策検討委員会を開催されて、そういった答えが出てこようかと思えますけれども、ぜひ県としては先んじて、こういう場所が危ないかもしれないといういろいろな情報を取って、テクノロジーも活用しながら、対応していただきたいと思えます。

あの陥没事故では、当然ですが周辺の被災者も今ホテルに避難しておられると聞きますし、地域産業自体も壊滅状態になっているという状況であります。ぜひそういったところにはお金をけちらずに、しっかりと点検、備えを常に行っていたきたいと思えますので、よろしく願いいたします。何かコメントがあればお願いいたします。

碓井都市計画課課長 点検は、最終的には一部利用者負担の料金に跳ね返るところがあるものですから、その辺は丁寧な説明をしながら必要なものを整理して行ってまいりたいと思っております。

川島委員 この事故が原因ということでもないのですが、昨年4月から上下水道の整備・管理行政が厚生労働省から国土交通省に移管されまして、上下水道行政が国交省に一元化されました。

富山県としては、上水行政は厚生部ということになっているかと思えますけれども、今全国的には国交省の機構改革を受けて、全国で8県、青森県、宮城県、栃木県、山梨県、福井県、愛知県、愛媛県、高知県がいわゆる管行政を一元化されてきております。

国の機構改革においては、これまでは公衆衛生という観点から上水が厚労省管轄だったのだろーと思えますが、40年、50年たつ路面下の管を一体的に更新して、社会資本整備としてしっかり安全な地域をつくっていくという意味では、計画的に更新を図っていくということで、やはり上下

水道行政を一元化していくべきではなかろうかと考えるわけです。

今国がそういう行政一元化組織に転換していく中において、本県においてはどのように対応していくのか、全国の動きも捉えて、考え方を碓井都市計画課課長にお伺いいたします。

碓井都市計画課課長 令和6年4月に、厚生労働省が所管しておりました上水道に係る業務は、国土交通省と環境省に移管されております。国土交通省には、水道事業の認可や施設設備に対する国庫補助の水道のいわゆるハード整備の行政が移管されており、環境省には、水質基準や水質検査の内容の策定業務など、水質や衛生に関する水道管理行政が移管されております。

これにより、水道行政が国土交通省所管となったことから、防災・安全交付金の対象となり、補助率の一部が4分の1から3分の1に拡充されることなどから、水道利用者には一定の負担はかかるものの、水道施設の老朽化対策・耐震化が促進されるものと期待しております。

委員御指摘のとおり、本県では厚生部が水道事業を所管しておりますが、他県の動きは委員おっしゃられたとおりですけれども、その中で私どもが各県にお聞きしたところ、水道を移管した県は、国に右倣えしたということが理由の多くでございまして、その他の33都道府県は現状のままであり、現状の組織でも十分だと、支障がないと伺っております。

本県におきましても、厚生部が水道行政を所管しておりますが、土木の技術職員が厚生部に在席しておりますが、災害の対応や老朽化対策については、情報交換を密にしております。それをもって、今後とも厚生部とは連携して業務を実施していきたいと考えております。

川島委員 昨年からの移管ということでありますので、今のところ国交省からも強力に都道府県へ促すことはない聞いておりますけれども、やはり厚労省から所管が外れていく中でたすきがけのようになり、県の厚生部がどう国との連携を取っていくかなど、今後変わってくるおそれもあります。そこはやはり同じ所管がいいのかなと、どうしても思ってしまいますので、ぜひ情報をリアルタイムで捉えて問題意識として持っていて、機構改革があったからといって不備にならないように仕事をしていただきたいと思いますのでよろしく願いいたします。

次に問２の農林水産業の振興について伺います。

来年度予算案の中においても、農業の担い手の確保・育成については本当にいろいろな切り口から、新規の政策、事業も盛り込まれていると捉えておりますが、人口減少時代において、農業者の担い手を確保していくというのが難しいというのが現状であろうかなと思っております。

これまでの農業の担い手確保・育成の取組を少し総括していただいて、それに加えて来年度、この担い手確保・育成にどれぐらいの違いを持って取り組むのか、どう強化していくのか、変化する部分をぜひ教えていただきたいなと思います。

特にいろいろ活動しておられます、富山めぐりマッチボックス——いわゆる短期副業農業者の確保のサイト運営がありますが、この成果も教えてください。

やはり本県における農業従事者というのは、もともと兼業農家も多いということもあって、副業として短時間でちょっと農業に関わってもらおうという裾野を大きく開いていくことが非常に有効かなと思っております。

これまでも、例えばスポーツ団体の選手に、オフシーズンのときにちょっと農業のバイトをしてよとか、いろいろ

な裾野を広げることで本県農業の担い手を確保していくことに力を入れるべきであろうということを提言してきました。

そういう副業の活用、他業種との連携を深めて、農業人材の関係人口を増やしていく取組がますます必要であろうと思いますが、岡田農業経営課長に見解をお伺いします。

岡田農業経営課長 農業の担い手確保・育成につきましては、特に新規就農者は、これまで40代以下の方々に農業に参画していただくということをメインに支援を行ってまいりました。

来年度でございますが、まず1つ目としまして、とやま農業未来カレッジの園芸経営実践コース、いわゆる園芸の自営、野菜等の自営就農を目指される方の2年目コースの新設でありますとか、また、新規就農者の方にしっかりと地域に根づいていただくということで、地域が主体となってその就農希望者をしっかりと受け入れられるような体制づくりといったことに取り組むこととしております。

また、これまで特に親元就農が跡継ぎというところで本県でも多かったわけですが、今は、親のやってこられた農業をなかなか継ぎたがらないという方も結構おられまして、今後はやはり第三者継承といった形で農業を築いてこられた方の資産などを、別の方がしっかりと引き継ぐといった取組も大事かと思っております。

まず、国の事業を活用しまして、これは親元就農も含めますが、いわゆる後継者世代交代を推進する事業も新たにやっていきますし、また、今ほども申し上げましたが、これまで40代以下に限定しておりました新規就農者支援につきまして、第三者継承を行われるような50代の方にまで世代を広げて支援していきたいと考えております。

特に50代の方への支援拡充は、他産業従事者の方のセカ

ンドキャリア対策としても有効だと我々は考えておりまして、これまでともすれば農業関係者へのPRにとどまっていた部分も多いわけですが、様々な産業に対しまして、こういった制度をしっかりと広く周知、PRしていきたいと思っております。

また、委員からお話のございました富山めぐりマッチボックスですが、昨年11月から実証実験を開始しておりまして、先週末、2月14日現在の状況でございますが、サイトに登録いただきました農業者関係の方が109件、また、いわゆる求職者の方の登録が342名ということで、我々の想定以上に御登録いただいたなと思っています。

また、求職者の方については、そのうちの7割が女性ということで、短時間で農業を気軽に始めたいという女性の方がいらっしゃるのだなと改めて痛感したところです。

実際に御利用になった方の声といたしましても、農業者の方からは、急に求人をかけてもなかなか来てくれないだろうなと思っていたが来てくれたとか、あるいは今回の仕組みは、ほかのいわゆるマッチングサイトと違いまして、農業者の方が採用するか否かを決めることができるということもあって割とミスマッチがないというお声も頂いています。

また、御利用になった求職者の方も、非常に作業が分かりやすかったというようなことで、我々としては一定程度成果があるのかなと思っています。

ただ一方で、実験開始が11月の農閑期ということで、実はお仕事を出していただいた事業所そのものでいうと14事業所、また実際にお仕事に就かれた実人数は54人ということで、ここはある程度想定はしていたのですが、やはり農閑期といわれる部分の仕事がなかなか出てこないというところがございます。

先ほどプロスポーツ選手の話もございましたが、本県は稲作中心の農業でありまして、まさにプロスポーツのシーズンというのはちょうどその時期と重なってしまう部分があって、なかなか冬場の仕事というところ、きつい部分がもしかしたらあるのかもしれないと思っています。

ただ、登録いただいた農業者の方からは、稲作のときにこの事業があればしっかり活用したいというお声も多くございまして、この事業は来年度も引き続き実施することとしております。

この後、いよいよ稲作ということで本格的に様々な作業が出てまいりますので、そういったところでしっかりとこの事業をお使いいただきたいと思っています。

我々とすれば、まず農業者の方に対して、たくさん仕事を出してほしいということで、年明けから様々な機会を通じましてPRをしております。

また、副業としての活用も、他業種へのPRをこれまで以上に進めまして、農業人材の関係人口をさらに増やしていきたい、一人でも農業に興味を持っていただいて、それが本格的な就農につながるようにしていきたいと思っています。

川島委員 富山めぐりマッチボックスにおいては、御説明いただいたとおり、想定以上の成果があるのかなと思います。それこそ農繁期に生かせるようにしていただきたいですし、個人の登録での運用ですので、例えば県内に限らなくても、農業がきっかけで富山県のよさを知ってもらおうという入り口であってもいいかと思えますし、いろいろな登録のゾーンの活用があり得るのかなと思いますので、引き続きお願いしたいと思います。

私も団塊ジュニア世代ですが、やはり就職氷河期でバブルも経験せずになかなか大変な思いをしておられる

50代の方はたくさんおられると思いますので、ぜひこういう農業へ牽引するような仕掛けをもっと増やしていただきたいと思います。よろしくお願いします。

最後の質問に入りますが、今月5日に富山県主催で元気な中山間地域づくりセミナーが開催されまして、私も聴講させていただきました。その名のとおり非常に元気の出るセミナーでありまして、高齢過疎集落であっても、いろいろやりようによって元気が出るし、そこに住まわれている皆さんも非常に生き生きと生活している場面を教えてくださいました。

合言葉は「合せ技」ということをおっしゃっていましたが、それこそ企業×地域、大学・学校×地域、地域×他地域と、いろいろな「合せ技」でその地域全体を盛り上げていこうということが実になっているセミナーでした。

ちょっと申し遅れましたが、「合せ技」といえば、今日、名札に取り付けているのが県産材と菅笠の「合せ技」であります。これは前回の委員会意見交歓会で森田河川課長からアイデアを提案いただいたものです。誠にありがとうございました。試作品ができて、色とりどりの富山県の自然を菅でかたどって、日本海もあるわけでありすけれども、伝統産業と県産材ということで、ぜひ洲崎森林政策課課長かな、滝口森林政策課課長にも御注目いただければありがたいと思います。

何が言いたいかといいますと、やはり部局を超えた「合せ技」というのが非常に大事でありまして、そのセミナーで非常に勉強になったのが、山口県のNPO法人ほほえみの郷トイトイの高田事務局長さん、もともと市役所の職員ということですが、この方がパネラーで来られて、国や県の様々な政策、補助制度が他部局にわたってあるわけですが、そういうものを活用したくてもやはり知り得な

い地域があると。私も知らなかったのですが、例えば中山間地域でトレーラー自家焙煎所をやるということで、1,000万円以上するトレーラーハウスの購入を内閣府が所管する休眠預金等活用制度を使って助成してもらったと。このように経済産業省、中小企業庁、厚生労働省といろいろな省庁がありますが、中山間地域というくくりで見たら、本当はいろいろな補助制度があるのでなかろうかと感じたわけであります。

ぜひ中山間地域の過疎集落には、こういったことをしたいというあらゆることに対して、部局を超えて、中山間政策の担当課の所管でない補助メニューであっても活用をしていただきたいと感じたわけであります。

来年度の中山間地域の振興や元気創生に向けて強化していく取組について併せて聞きたいわけでありますが、これを國分農村振興課課長にお伺いしたいと思います。

國分農村振興課課長 御紹介のありました元気な中山間地域づくりセミナーでございますけれども、今回はテーマを「元気な中山間地域をミライへ「つなぐ」ために」としまして、企業と地域、企業と学校などの組織、分野を横断した「合せ技」での地域づくりを地域が主体となって考えていく、いい機会になったと考えております。

本セミナーでも、委員から御紹介にありましたとおり、議論を深めたことで、今後話合い等によりまして、地域が主体となって将来ビジョンを明確化し、それを地域の中で共有化した上で中山間地の振興を推進していくといったことに取り組んでいければと考えております。

具体的には、令和7年度予算を活用しまして、まずは地域での話合いや活動の着手としまして、農林水産部ではございませんけれども、地方創生局の中山間地域「話し合い」促進事業や中山間地域チャレンジ支援事業、さらには農業

生産活動の継続に関しましては、農林水産部の中山間地域等直接支払制度、また中山間地域の振興の取組につきましては、農村RMO形成推進事業。こうした取組に加え、それを下支えする活動としまして、活動するための参加者の確保に向け、中山間地域保全パートナーシップ推進事業などを適切に組み合わせて取組を支援してまいりたいと考えております。

また、中山間地域対策につきましては、農業などの産業施策と地域施策を両輪として、総合的に対策を講じていくということが重要と考えております。県の条例に基づきまして、中山間地域創生総合戦略が来年度改正ということで、今見直しが進められているところでございまして、こういった中で地域に寄り添いながら持続可能な中山間地域づくりが実現できるように展開方法を検討していきたいと考えております。

さらには、地域の課題解決に向けまして、相談窓口や伴走支援をするところとして、ワンストップ型の地域コンシェルジュを中山間地域サポートセンターとして配置しております。また、農林水産関係では、4つの農林振興センターにパートナーシップ推進デスクを設置し、職員が地域に必要な情報の提供を行っております。

今後、地域や市町村、地域おこし協力隊などがスクラムをしっかりと組んで、中山間地域の活性化を図ってまいりたいと考えております。

川島委員 中山間地域の対策については、過去何年も、我々議会として条例もつくって推進してきているところではありますが、現場の声を聞いていますと、高齢化や人口減少の大きい波の中で、例えばそこに住んでおられる方が70歳、80歳にさしかかってきて、地域の主体的な取組を求めようとしてもいろいろ自治会の活動などがあってマンパワーの

負担が大きくてそれで目いっぱいという声を多く聞きます。

この「合せ技」の勉強もせっかくされましたので、例えば企業へのアプローチから中山間地域に何ができるかとか、学校、他地域、それこそ若い地域おこし協力隊などのネットワークから中山間地域に何ができるかという切り口も持って、ぜひすくい上げていただきたいなと思いますので、待ちの姿勢からぜひ攻めの姿勢で、来年度も中山間地域対策を図っていただきたいと思います。

山崎委員 私からは、2問お願いいたします。

1問目は、除雪体制の安定確保についてであります。

一昨日の朝刊の社説に、除雪に対する担い手不足について、将来を見据えた対策が必要ということで記事が載りました。今年はたくさん雪が降りましたけれども、前半はほとんど雪が降らなくて、おかげさまでいい正月を送らせていただいたのですが、その間、除雪業者の皆さんは大きな赤字が出るのではないかとということで心配をされておった状況であります。

これまで県でも、除雪機のリース料など固定費については少しずつ単価を上げたり、支援をしてきておられますけれども、雪が降らなかつたら赤字で降つたらもうかるという構図というのは、ちょっと考えていく必要があるのかなと思います。

現在どのような形になっているのかということと、今後の方針について山中道路課長にお伺いをいたします。

山中道路課長 委員御指摘のとおり、持続可能な除雪体制を構築することは大切でございまして、県では除雪企業へ貸与する除雪機械の増強や、先ほどの固定費の見直しなどを進めてきているところでございます。

具体的には、もともとは除雪企業が保有している常時借り上げの機械1台当たりの除雪費につきましては、労務費

ですとか、燃料費、消耗部品費、機械損料を合計した機械単価に、除雪機械の稼働時間を乗じた変動費として積算をしてきました。

しかし、機械損料に含まれております保険料、税金ですとか、除雪機械の格納保管費といったものは稼働時間とは関係なく必要になるということから、平成19年度から4.5か月分を固定費として分割で月払いしております。

さらに、令和2年度からは機械損料のうち、償却費の半分を追加で固定費として計上する形にしておりまして、委員も御指摘のとおり、少しずつですけれども、見直しを行っているところであります。

委員御指摘の除雪機のリース料につきましては、現状は機械損料として、国や、ほかの北陸4県等と同様に基準がございまして、それを参考に算出しています。本県の場合は、除雪企業が保有する機械も、リースされている機械も、同額の固定費として払っているのが実態であります。

除雪企業の皆さんが保有している除雪機械がどういう状況なのかというのは、除雪シーズンが終わった後でもいろいろ反省会もしまして、その中で除雪JV、除雪業者の御意見も聞いております。そろそろこの機械まずいんだよねとか、リースでやっているのでは何とかならないかという声も聞きます。

そういった場合には、財源も限られてはいますけれども、必要に応じてリース機械を県からの貸与機械にできるように増強を図るなどの対応も検討してまいりたいと考えております。

山崎委員 国に対して予算要求が必要であれば、我々も一緒に取り組んでいきたいと思っております。

夜中に一生懸命除雪していただいている中で、事業を継続できないと除雪はままならないので、持続可能な形をぜ

ひともつくっていくようにしていただきたいですし、私たちもそれを支援していきたいと思います。

続きまして、米価安定についてお伺いをしたいと思います。

現在の主食用米に対して、政府は備蓄米の放出を決定しておりますけれども、先ほどの担い手の話や中山間の話と同じでもうかれば継続できるわけでありまして、農業経営を安定させるために、価格の安定というのは非常に大事なポイントだと思っております。

県として、米価安定にどのように寄与されていくのか、吉島農産食品課長にお伺いをいたします。

吉島農産食品課長 委員御指摘のとおり、農業経営を安定的に継続するためには、生産コストの上昇が適切に転嫁された再生産可能な米価水準を維持することが望ましいと考えております。

一方で、今般のように米価が上昇し続けることは、消費者の米離れを助長するおそれもあります。このため、実施されます政府備蓄米の放出により、米価がどのような水準で推移するか、まずは注視して見ていきたいと考えております。

米価の安定に向けましては、これまでも関係団体と連携して国の生産量の目安や県産米の需要動向、在庫水準などを踏まえ、需要に応じた米生産を推進しており、引き続き米の需給バランスと価格の安定が図られるよう努めていきたいと考えております。

また、消費者の皆さんが納得できる価格で購入いただけますように、スマート農業の推進などによる低コスト化を図り、生産者にとっても適正な利益が確保されるということ、また、高温等の気象変動に対応した技術対策の徹底、工夫をはじめとする、高温耐性品種の作付割合の増加によ

る温暖化に対応した米産地への転換によりまして、安定生産を図るなど、引き続き米の主産県として、消費者に高品質な米を安定的に供給することで、米価の安定に寄与していきたいと思っております。

山崎委員 価格に介入できるのはほとんど国が主になると思っているのですが、農業者、もしくは県民に寄り添うという形がやはり県としても必要だと思っております。

県として何ができるのかという具体的なアクションをまた今後も検討していただいて、提案いただければ私たちも考えていきたいと思しますのでよろしくお願いいたします。

安達委員長 ほかにありませんか。——ないようでありますので、これをもって質疑・質問を終わります。

2 請願・陳情の審査

安達委員長 次に、陳情の審査に入りますが、今回は付託されておられませんので、御了承願います。

以上で、付議事項についての審査を終わります。

この際、ほかに何か御意見等はありませんか。——ないようでありますので、これをもって委員会を閉会いたします。